

制度名	林業経営の継続等を確保するための相続等に係る税制上の特例措置				
税目	相続税、贈与税				
要望の内容	<p>森林法に基づく森林の適切な経営のための計画認定を受けて、森林施業の集約化等に取り組む森林所有者から、当該森林所有者の相続人又は推定相続人のうち1人（後継者）が、林地及び立木を一括して相続又は生前贈与により取得し、引き続き同計画の認定を継続的に受けて、施業の集約化等に取り組む場合については、当該取得した林地及び立木に係る相続税又は贈与税の課税の特例措置を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="874 698 1490 792"> <tr> <td data-bbox="874 698 1219 792">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 698 1490 792">— 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の森林は、国土の 1/4 に及ぶ人工林資源が利用期を迎え、災害の防止、水源のかん養、生物の多様性の保全など森林の果たす公益との調和を図りつつ木材を安定的に生産し、地方の雇用創出と低炭素社会づくりに貢献することが求められている。しかしながら、零細な所有構造を背景とした生産性の伸び悩みと木材価格の長期にわたる低迷から、木材生産を通じた間伐等の森林整備が停滞し、資源の利用が図られないほか、森林の土壌が流出し、保水能力が低下したり土石流災害が発生しやすくなるなど公益的機能の発揮も危惧される状況。</p> <p>一方、都市近郊等においては、木材生産を伴う施業の対象とならないものの、地域における環境保全や景観維持の機能を有する森林が売却・転用等により失われている状況。</p> <p>これに対し、零細森林所有者等における間伐等の森林施業を意欲と能力のある森林所有者等に集約し、路網整備と高性能林業機械を組合せた作業システムの導入によって施業を合理化・効率化し、採算性の向上を図ることにより、間伐等の森林整備の推進及び木材供給の拡大を図る。また、都市近郊等の森林についても計画認定制度の下で所有者等による適切な整備・保全を誘導する。これらにより、成長戦略及び森林・林業再生プラン（森林の多面的機能の発揮、林業・木材産業分野の雇用拡大、低炭素社会への貢献を進め、木材自給率50%を達成）の推進に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>森林の育成が50年を超える長期にわたる中で、施業集約化及びその実施の担い手である中堅以上の森林所有者は、その世代交代に係る相続等における多額の税負担から経営の悪化・中止等を余儀なくされ、或いは経営を次世代に継続する意欲を喪失しつつあり、その結果、森林施業の合理化・効率化の推進に支障をきたすことが懸念される。</p> <p>また、都市近郊等では、林業生産収入が期待されない一方、小面積でも評価額が高額となる森林の相続時等の税負担から森林の売却・転用が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障をきたすことが懸念されている。</p> <p>このため、集約的な施業の計画的な実施や適切な維持管理の実施により森林の公益的機能の発揮を図る新たな計画認定制度を創設するとともに、施業集約化等の担い手となる森林所有者について相続税・贈与税の課税の特例を措置することにより、合理化・効率化された森林施業等の継続及び都市近郊等における環境保全等を図る。</p>				

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例により、集約化等に取り組む森林所有者の森林経営の継続が確保され、森林経営計画（仮称）に基づく合理化・効率化された森林施業や適切な維持管理が長期にわたり継続されることにより、木材生産の拡大と関連雇用の拡大につながるとともに、森林の保水機能や災害防止、環境保全等の機能の維持も図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（措法 69 の 5・相続税）（小規模宅地との選択制）</li> <li>・ 計画伐採に係る相続税の延納等の特例（措法 70 の 8・相続税）</li> <li>・ 立木の延納税額に対する利子税の特例（措法 70 の 11・相続税）</li> </ul>
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>林業経営や森林の保全に意欲を有し、集約化施業の中核として期待される森林所有者や都市近郊等の森林所有者は、所有規模が相当に及ぶこと等から相続税等の負担が多額となっている。このため、その負担を軽減することにより、森林施業の集約的な実施や森林の保全を図る。</p> <p>また、当該特例の適用にあたっては、適切な森林施業が継続的に行われ、森林の保全を含む森林の多面的機能が発揮されていることを担保するために、施業等が森林法に基づく基準に合致していることの計画認定を継続的に受けていることを条件とする。</p> <p>なお、これら対策に当たっては、従来人工林を主体に策定されていた森林施業計画を廃止し、天然林を含むすべての森林を対象とし、生物多様性の保全等の公益的機能の発揮に関する事項を新たな計画事項とする森林経営計画制度(仮称)を創設して、適切な森林経営を図っていくこととしている。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成21年度税制改正要望において、平成21年度の施策として取り組む「新たな森林経営政策の確立に向けた対策」の一環として、林業経営の規模拡大に取り組む被相続人から山林を取得した後継者が、引き続きこれに取り組む場合、林地に係る相続税の納税を猶予することを要望。</p> <p>その結果、平成21年度与党税制改正大綱の検討事項として、「林業経営の継続を確保するための枠組みを総合的に検討する。その際、山林相続税のあり方についても検討する。」旨整理されている。</p>	